

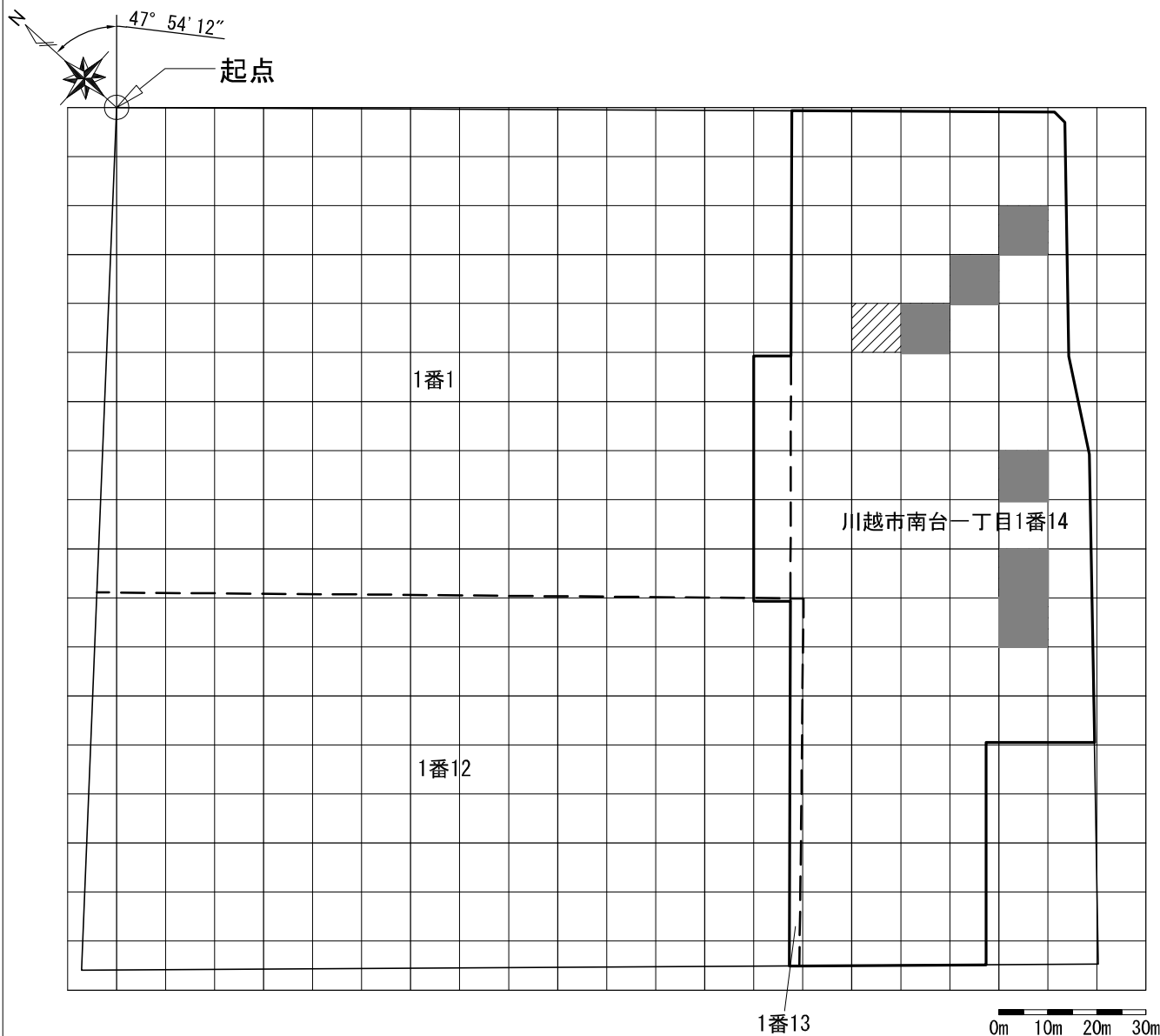
川越市告示第八百三十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年川越市告示第六百六号により指定した形質変更時要届出区域について、次のとおり一部解除する。

令和五年十二月二十一日

川越市長 川合善明

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（川越市南台一丁目一番十四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）



- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 届出範囲
- 敷地境界

**【起点】**  
 起点は、川越市南台一丁目1番1の最北端とする。

**格子の回転角度（47度54分12秒）**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

